

## 修理見積書

( 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ **準半壊** )

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

**見積金額 (総工事費) 1,650,000 円 (消費税込)** 「住宅の応急修理」申込関係**見積金額(国制度分)(※1) 343,000 円 (消費税込)****見積金額(県制度分)(※1) 300,000 円 (消費税込)****見積金額(市制度分)(※1) 300,000 円 (消費税込)****見積金額(被災者負担分) 707,000 円 (消費税込)**

このケースでは、応急修理対象分の金額は1,650,000円だが、限度額(国制度:343,000円、県制度:300,000円、市制度:300,000円)を超えることから、各制度の限度額を記載し、限度額を超える部分(707,000円)は被災者が負担する。

工事名称	金額 (消費税込)	うち国制度分 (消費税込) 【限度額】	うち県制度分 (消費税込) 【限度額】	うち市制度分 (消費税込) 【限度額】	備考
		全壊:706,000円 大規模半壊:706,000円 中規模半壊:706,000円 半壊:706,000円 準半壊:343,000円	全壊:1,000,000円 大規模半壊:1,000,000円 中規模半壊:500,000円 半壊:500,000円 準半壊:300,000円	全壊:1,000,000円 大規模半壊:1,000,000円 中規模半壊:500,000円 半壊:500,000円 準半壊:300,000円	
① 屋根工事(ルーフィング、瓦交換)	750,000 円	343,000 円	300,000 円	107,000 円	
② 仮設足場	200,000 円	— 円	— 円	193,000 円	
③ 天井工事(天板、壁紙)	150,000 円	— 円	— 円	— 円	
④ 窓工事(サッシ交換)	200,000 円	— 円	— 円	— 円	
⑤ 床工事(床下断熱、床板交換)	350,000 円	— 円	— 円	— 円	
⑥	0 円	— 円	— 円	— 円	
合計	1,650,000 円	343,000 円	300,000 円	300,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

※2 「うち国制度分」欄、「うち県制度分」欄、「うち市制度分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「—」としてよい

※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。)すること

 応急修理実施予定期間(工期)(※3) **30日間**

※4 日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の工事にかかる期間(工期)のみ記載すること。

糸魚川市長 様

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和6年〇〇月〇〇日

住所	〇〇市〇〇〇市〇〇 △-△-△
会社名	〇×〇×工務店
電話番号	***-***-***
代表者名	〇〇〇〇

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和6年〇〇月〇〇日

住所	新潟県糸魚川市一の宮〇丁目〇番〇号
氏名	糸魚川 太郎

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名